

# 翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷六 邑智郡下（後編）

山崎 稔亮

る。

本号では前号に続き、錦織稔との共同作業により、卷六 邑智郡下の二十三村分を翻刻する。紙幅の関係で、本巻（卷六 邑智郡下）は前編・中編・後編の三編に分かつことになった。本稿はその後編にあたる。今回の翻刻では、野井村・瀧原村・築瀬村・明塚村・亀村・信喜村・高山村の七村は浜田藩領であったが、それ以外の村々は銀山領に属していた。

本稿は、前号までと同様、まず錦織が草稿を作成し、これを、典拠となつた「邑智郡神社書上帳」等と照らし合わせながら山崎が確認・修正して成ったものである。

## はじめに

『石見国神社記』全十巻八冊（巻一 安濃郡、巻二 遷摩郡、巻三 那賀郡上、巻四 那賀郡下、巻五 邑智郡上、巻六 邑智郡下、巻七・巻八 美濃郡、巻九・巻十 鹿足郡）は、一八七〇（明治三）年から翌年にかけて実施された石見地方全域の神社調査―明治三年閏十月二十八日付「大小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ查点条件ヲ定ム」の太政官布告<sup>(1)</sup>に基づく一の報告<sup>(2)</sup>に依拠しつつ、各社伝や棟札からの情報も交えながら石見地方の神社・小祠・森神を村ごとに網羅・概観した著作であ

はじめに  
翻刻の凡例

翻刻／『石見国神社記』卷六 邑智郡下（後編）

酒谷村・九日市村・石原村・千原村・片山村・熊見村・川  
戸村・濱原村・久保村・糟（粕）淵村・湯抱村・志君村・  
高畠村・奥山村・吾郷村・野井村・瀧原村・築瀬村・乙原  
村・明塚村・亀村・信喜村・高山村

註  
(1) 安丸良夫・宮地正人校注『日本近代思想大系五 宗教と國家』（岩波書店、一九八八年）、四三五頁。

(2) 藤井宗雄が中心となって、銀山領と浜田藩において実施された神社調査の報告「原帳」は、島根県立図書館蔵「寺社史料」中に収められている。それらは、「安濃郡神社書上帳」（三八五）、「寺社史料」における整理番号を示す。以下同じ）、「遷摩郡神社書上帳 上下」（三八二）、「那賀郡神社書上帳」（二四九）、「那賀郡神社書上帳 一二（三八三）」、「邑智郡神社帳 上」（二四八）、「美濃郡神社書上帳 上」（三八四）である。（山崎）

## 翻刻の凡例

- 『石見国神社記』卷六 邑智郡下は、著者藤井宗雄が鴨島實に清書させたもので、奥書によればその書き終えは明治十九年十一月とある。邑智郡内の五十九村分が収められている。本号ではそのうちの二十三村分を翻刻した。
- 原文は清書後、藤井自身が確認し、朱筆を入れている。翻刻に当たっては、誤字訂正や書き換えの指示は、もとの文字上に抹消線「—」を引き、その傍らに朱筆による訂正文字をゴシック太字で表記した。脱字箇所への加筆の場合は、その指示位置に訂正文字をゴシック太字で挿入した。また、記載位置の変更については朱筆の指示に従って訂正している。
- 原文の記述の内容は、元の資料となった「邑智郡神社書上帳 中」「邑智郡神社書上帳 下」(島根県立図書館蔵「寺社史料」二四八「邑智郡神社帳 上」所収)と対照させている。特に小社や森神の項目において、( )は、書上帳等での異なる表記を、また「 」は、『石見国神社記』原文にはないが書上帳等に見られる字句を示している。
- 旧字・異体字等は基本的に常用漢字に改めたが、神名・神社名・人名・地名は、もとの字体のままにした。
- 変体仮名も基本的に現行仮名に改めたが、助詞などに用いられる江(え)・而(て)・与(と)・者(は)・茂(も)等は、小書きにしてそのまま用いている。
- 原文の誤記と思われる箇所は、その傍らに「(〇〇)」を付して正すか、「(ママ)」、もしくは「(〇〇カ)」と推定される字句を付した。
- 原文のなかで示された棟札などの判読不能箇所は「■」で、虫喰等で現在判読困難な原文の箇所は「□」で示した。
- 読み手の利便を図るため、適宜、読点「、」や並列点「・」を加えた。
- \*は、翻刻者による註記を示す。

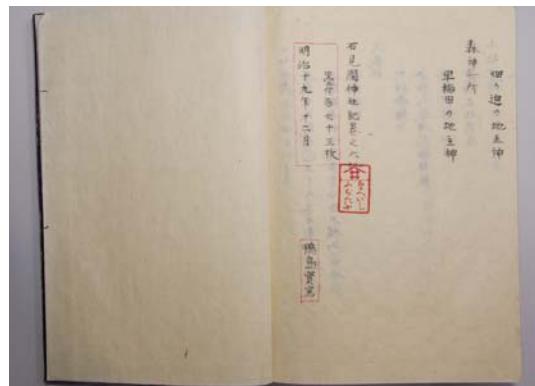
(山崎・錦織)

神社己邑智郡下六  
表紙

八幡宮  
酒谷村  
光鎮坐  
祭神、譽田別命・足仲彦命・息長足姫命○神体、木像二  
祭日、九月十日〇先年宮座、左座頭一番茂田与四郎、二番下藏本飯嶋玄蕃、三番あかの出与一左衛門、以下十八番迄名略、右座頭一番間野かいち屋敷敷木六郎左衛門、二番もとめ、三番下國澤、以下十六番迄名略、泉山御奉行様自永禄五年壬戌十月廿一日、日下之物申治郎左衛門殿江右者永禄年中自中絶仕、宮座無御座候得共、此度存立惣氏子中致興行、先年之御神事之通、幸御役を定、神明御納受御祈禱相勤申候、於子々孫々例年不替御神事被成可被下候、御宝殿御寄進地下中無残候以上、元禄七曆戊戌八月十三日、高橋因幡藤原直正、△天能戸於押明方濃雲間從神世能月於早々拜問世、雲州飯石郡八上兩大明神祠官書之



表紙



奥書

建物、本社・拝殿・鳥居

棟札、奉創建八幡宮、元禄十四辛巳四月廿五日、石州邑知郡上沢江上酒谷村司宦藤原朝臣高橋因幡守有政、和泉山城主佐和高秀公内笠井式部小輔四代孫藤原氏笠井七郎右衛門宗清、同内野津良部少輔四代孫藤原氏野津清左衛門次則、奉寄進、大檀那藤原氏品川源右衛門正綱、藤原氏松原孫右衛門清則御一家、田中縫殿佐内飯嶋玄蕃少輔四代孫藤原氏飯嶋次郎右衛門宗次、和泉山城主佐和高秀公内矢吹主殿頭四代孫藤原氏矢吹作左衛門政清、同内矢吹主殿頭四代孫矢吹權右衛門元則、同内矢吹主殿頭四代孫矢吹市郎右衛門次之藤原氏出雲高橋野都正次藤原氏尾瀧九郎左衛門吉廣藤原氏三人本願人庄屋宗清、上酒谷村御番所藤原氏藤井勘右衛門尉友之、山内亀松尉利寛、中場源之助政利、△有難やうい瀧に宮つくりこれが社の初なりけり、△天の戸をひらきて月のよもすから涼しく拝有明の月

宗雄云、こゝの歌と創建とあるを思へは此時はしめて勧請せりと思はれ、宝永三年に勧請而以来百年とあれは元和年中に勧請かとも思ゆれと、永禄五年に宮座の事あれハ勧請ハ猶ふるし

鳥居、元禄十五年四月廿一日、和泉山之内漆谷兵部少輔四代孫藤原氏他人之助正俊、和泉山之家来鬼三嶋藤原氏小兵衛、和泉山内深井内藏助四代孫藤原氏作右衛門宗則、備後之藤城山内主計頭五代孫藤原氏本屋鋪七右衛門政則、右之外前年棟札の名略す〇当社八幡宮号関東常陸国屋貝城木積八幡元祖也、城主正六位上行平右衛門小尉三善清政郷、守護神山陰道石陽■向割為勧請、雲石二州国主佐和平右衛門少尉三善朝臣清政郷、号和泉山居住則麓八幡勧請而以来百年云再興云云、宝永三丙戌十二月、司官高橋因幡守真政男伊勢熊真次、神歌曰△風ふくとみそしの空はさわくとも我かまくたねハよもにさかへよ

宗雄云、安濃郡多根村佐比賣山神社の種祭歌に、△千石や五石の池に種つけて我まくたねハよものさかゑる、△風吹ハみそきの川ハさわくとも打蒔たね

ハ歳の下つミ、此二首を採合せたるならむ

九日市村

造當、享保十二丁未年三月、司官藤原氏高橋因幡守正重○造立拝殿、明和四丁

亥年孟春、上酒谷村庄屋奈須浅右衛門、神主高橋因幡守正重○上葺、明和九壬

辰年五月○葺替、文化元甲子年九月○再建神門一基、文化五戌辰年九月十日、

庄屋景山文三郎○葺替御社、文政五千午年九月廿一日○再建八幡宮御社一字、

天保十一庚子年十一月、神主高橋巨理藤原政次○造立酒谷上組正八幡宮拝殿、

弘化二乙巳年四月中旬○再建立拝殿清女大座神事、弘化二乙巳年九月九日○鳥

居再建、文久元辛酉年九月十日

末社、惠美（比）須社

同、金屋子社

社人、高橋三代岐、家筋高橋因幡より三代岐まで五代相続

宗雄云、永禄五年物申治郎左衛門あり、苗字を記さされハ詳ならず、元禄中

高橋因幡守有政、宝永中因幡守真政男伊勢熊直次、享保中より明和まで因幡

守正重、次に山城守屋次、文化・文政中豊後重清、天保中より文久中まで亘

理政次、此次は三代岐ならむ、有政より三代岐まで八名あり、五代とはいかゝ

小社十三所

和泉山の八幡宮○本家奥の稻荷社○酒谷市の廣田社○光塙の大歳社○大上宮の

東照宮○藏本の地主神○元日の地主神○光の光大神宮○門の<sup>\*</sup>上の荒神○森原

の三郎社○大歳の大歳社○保闗の荒神○同所の金屋子社

森神五所

高地原の岩上神○そり（曾利）田の大歳神○光塙の荒神○横屋屋敷の水神○高

畠の荒神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「の」の語はない。

若一王子神社

御丹原鎮坐○推古天皇二十九辛巳年、紀伊国熊野權現勧請

祭神、伊弉册命・速玉男命・事解男命○神体、鏡一、鉾二

祭日、九月廿九日

建物、本社・拝所・神庫・鳥居

棟札、元和六庚申年九月貢余<sup>（義カ）</sup>一葉日、社司大江姓永井氏飛彈大掾重政、再建之

張本迹摩銀阜住波多野喜四良源信勝

宗雄云、是は殊に略て記す、延宝四丙辰年九月に出雲国静松堂龍詮といふ僧

の書し棟札なり、文中に回禄の事あり

恭願云云、石州邑知郡上佐波之郷九日市村三丹原若一王子權現御宝殿一字建立

之事云云、大檀那安部三郎兵衛府・漆谷九郎右衛門府・深井清左衛門府・多久

市左衛門府云云、慶安二己丑菊月、沙門慧頓謹書之○再造、寛文十一辛亥菊月

下幹日、神主永井和泉守行之○新建立、貞享元甲子年九月廿九日、社司永井和

泉守行之○上葺、元禄十四辛巳年三月六日○鳥居再建、享保二丁酉初夏、庄屋

田邊利右衛門吉政○上葺、享保十四己酉年九月廿八日、祠官永井大和守行次○

同、寛延四辛未年九月第下九日、注連主永井遠江守○造立、安永四乙未年九月

廿八日、神主永井遠江藤原秀次・同千本左次○上葺、寛政十二庚申年八月十七

日、願主佐和莊太郎、神主永井信濃守○大江左次

宗雄云、○を附しは下地を削り其上に文字を書しものなり、さて大江とある

も後の所為なり、其は此次に藤原とあれハなり

再建鳥居、享保二壬戌年九月大祭日、神主永井信濃守藤原左次○再建拝殿、文

政八乙酉年八月朔日、神主永井信濃正藤原左次・永井左中・二男伊織・三男此

面謹書○上葺、天保十一庚子年九月祭日、神主永井信濃正大江觀次

宝器、額一面、左大臣僧正良助筆、加藤貞齋寄附○太刀、文化八辛未秋九月祭

日、奉獻習陳抜刀一口、佐和世奥拝稽首

末社、稻荷社○棟札、新建立稻荷大明神、寛保元辛酉霜月、神主永井左中秀次、文に先年享保十八癸丑、從京石州九日市勧請

同、金刀比羅社

社人、永井武清、家筋毛利陸奥守元就九男天野六郎左衛門元政男永井重政、当社神職となり武清まで八代相続

宗雄云、慶応中、山口藩支配のとき、毛利氏の系に其裔石見国九日市の神職となりし事ありとて尋られしとき、八幡宮の本殿に古来より不開の箱といふありて開きたるに符合せり、其書は山口に遣したりとそ

小社二十所

八幡の劍神「社」○金入山の八幡宮○西三原の七荒神

天保十三壬寅九月廿三日、磯平山畠の蕎麦刈りに行とて、堂か谷にて腰より鎌拔落て左足のきびすの釣筋をきり歩行不レ叶、つれの人に背負て貰帰り、直に医師を頼、縫て薬を請く、夫より益々痛ミ歩行ハ不<sub>二</sub>申及、寝起も独手にては不レ叶、臥いたりける内、十月十日夜、夢の如くに何様とも知らす告あり、我は長々土の底に埋りてあり、其方堀て呉よと仰られるに、頭を大男の嚴敷押へる如くにて上くることあたハす、御答もすることもならず、へい／＼とのミ申斗りなり、尤脊戸畠のよふに仰られるとおもひて目覚たり、翌十一日養父直助を頼て拙老に右の夢の次第、又是より内心覚の有無を告來りたり、拙老直助に申けるは、四十年來は予何事も知れり、足の痛治し次第、堀可レ申、何れの所何の印を御授け被下へしと問へし、然る所ものいふこと不能と云ふ、依て然らは一念におもふて寝へしと申聞けたり、夫より三日位過、又夢の如く居所湿地にて片身からはくさりたり、早く堀へしと御告あり、又三日位過て昼寝の内に私は此空（角井）ほかのなか二尺四方底に居るなりと御告あり、又夫より五日位過て夜夢の如く白馬に乗りて磯平か家の屋根口一辺位御廻り被成、次に

拙老が庭より土蔵の屋根軒口の瓦の上を走給ふ、其馬如レ雪、然るに御手とくつわの所より手繩ほど見えて馬上の身体尊顔等始終見事あたはす、此夢覚て翌日始て拙老か宅へ磯平杖にすかりて來りて直談を聞たり、事ことに拙老へ届けをしたりける、十一日か十日の頃、最早其方足も少は立へし、すはりてなりとも堀り見よと申聞置たり、十三日午時過、件の場所を堀けれハ二尺斗底に少しの石三つあり、其中に鈴の如く長一寸余下たと豎半と闕たる尊神の体を堀り出し、又拙老に届け來り、急き場所に行、御神体を挾しける、磯平申ける、拙老か宅へ御伴して帰るへしと、拙老申す、其方か宅へ御伴申へし、枡の中へ尊体三つの石共に入、仏壇の棚に上て置申へし、能洗て如此いたし置たり、予か夕飯の時又來り、燈明上て如何哉、然共油も土器もなしと申來り、依て蠅燭一丁を献す、又其夜夢神明の曰、我なんじ等か目に懸るものにハなし、此家にたづりうする事あたはす、夜明け次第親方（序助）へ行て告へし、堂の細きにも籠末にも不レ抱（向カ）、早々建て、空の山の松葉の懸る所へ納むへし、堂の出来る迄ハ親方に居るなり、高き棚を釣て置へし、代宮屋へ行、幣を切りて貰帰るへしと告玉ふ、夜明次第拙老か方へ届け來り、御さしづの如く取斗り申候也、又磯平へ仰付られける、惣て世話をはやき呉べし、十四日夜磯平寝るとの御告に御神体議定なりかたく事を存るなり、依之今起ておやかた宅（序助）へ行て告へしと、我雲州福田一本松大還の下に本と住せり、此地（原日市村西）の人來て大道にて拾ひ、袂に入帰り、井手の上小社に入置ける、終に破壊して彼の櫻の内に藏る、正しく荒神也と磯平覚で即刻來り告けり、（夜ハ九つ過とも思しきなり、甫助・林十あり、合て聞り）福田の人民疎々敷取扱へり、よりて八百年以前此地に来るなりとの玉ふなり、十一月十三日櫻の切株より御神体堀出しゝ時立会居候もの、序助・徳十郎・栄助・嘉助・寛次・甫助・要兵衛・久助・和吉・多八郎・彦平・久作・りく・おさの・おさよ・右八・おため・よし助・ひさ兵衛・磯平・大原屋林十郎・おこん・中嶋屋清四郎・よにし・勝太郎・雲州外園村壹代松・寺の前伊作・右荒神磯平へ御告ありし度ごと

に拙老へ届け、口演のまゝ書付おきし者也、天保十三壬寅十一月十四日夜、岩屋序助文・花押

宗雄云、天保十三年より八百年以前は長久四癸未年なり、八百年は大数かと思ふに、神告なれば実数なるへし

乍恐奉申上候、九日市村西原組庄屋序助、小作人磯平と申者、去る寅九月廿三日、山中燒畑に作置候蓄刈上候節、腰より鎌抜落、左之足きひす之釣筋を伐り、歩行不相叶、臥居罷在候内、同十月十日之夜夢想に誰様とも不相知、我者此上之二十八年以前伐採候櫻之株の中二尺四方底に蟄伏罷在候間、堀出吳候様に被仰聞候に付、夫より三十三日を経て十一月十三日全底快相成候間、右夢想之通、旧木堀見候所、古き鈴之柄者折たる形と相見、豎も半分腐闕仕候、長三寸許、地金ハ黒青之色<sup>ニ而</sup>からかねどもに候哉、凡懸目七八十目位も可有之哉に奉存候、神体を堀出、壹升枡に入、仏檀之上に置候所、猶又其夜之夢想に元來其方共か目懸るものには無之、此上滞留もいたし不申、明日より序助宅へ引越、高き棚を調、幣を切り相添置、且堂之大小精麗之望、無之候間、早々相調、右櫻伐株之空山の松の葉の懸り候所へ納置呉度段、序助へ相頼呉候様、被仰聞候趣、同十四日朝磯平申来候付、承合候所、始末一言<sup>茂</sup>無相違、諸事符合仕候付、壹尺三寸四方板屋根之小社相調納置申候、尤十四日夜までも神号相知不申、一同如何哉と奉存候内、尚又磯平へ夢想に被仰聞候者、未た我神号を不知、一同氣遣居候趣、尤之至<sup>ニ</sup>候、我元雲州福田一本松より八百年以前に当地之者拾ひ、袂に入籠帰り候、以來地借り住居いたし候、正敷荒神成へし、序助方へ即刻申聞可申との御託宣に御座候、依之右之趣取斗置候所、其後何たる事聊も無御座候、右者今般御尋付、始末書奉差上候、以上、天保十四年癸卯正月、邑智郡九日市村西原組頭百姓徳十郎、同庄屋序助、岩田鋤三郎様、大森御役所

荒神といへることのあけづらひ、<sup>(差越)</sup>荒神といへるはいともいふかしきことにて、いつの頃よりか神のみうへにかかるやうなき御名ハおふせ奉りそめぬ、いて

や玉ちはふ神の御靈には幸魂奇魂荒魂和魂直日魂とてそのものによりてもちわけさせ給へれば、荒魂てふことはあれと荒神といへること神典にハ見へす、須佐之男命の神さかたけくおはしましけれハ、荒神といへる伝へハ更になし、かくあやまりたる証は国々所々にさいの神とて、ここのもりかしこの林に祭りたるなり、そハなへては猿田彦大神を斎き祭るそ多かり、この大神に掛まくもかしこき皇孫に<sup>(森)</sup>きの命、御天降の時天の衢に迎へ奉り、御ミチしるへし給ひしより幸先<sup>(サイナキ)</sup>の神幸神ともたゞへ奉るを、字音によりてこうしんと衍り、又庚申の日に祭り奉るもこの大神にて、幸神・庚申ミな同しミたまなれハ、かの道路に幸神ぶろ、庚申塚などまつれるをおのつから荒神と書ひかめたるものなりかし、かの磯平かほりいたし奉りしも、うつなく猿田彦大神にましますへし、藤原朝臣忠久謹白、花押

宗雄云、此説信かたし

ちはやふる神の御稜威とかけまくもあやにかしこき猿田彦の大神の御靈代のかくれまし<sup>ク</sup>けるを、今年天保十あまり三とせといふ年の冬十一月十日あまりミつの日のゆふへ、櫛の木の伐株の中より磯平なる<sup>(男子)</sup>をのこに託して堀出させたまひて、やつかれに宮柱をたてよと告たまひつる事のいとかしこき物から、やかてさゝやかなる<sup>(御合)</sup>ミあらかをつくりて、おなし月の廿日あまり八日、戌亥の方なる山の常磐の松の木の下にそ齋まつり奉る、へすみわたる神の御玉をてる月のひかりさやけきふゆの夜の空、へかきりありてあらはれまし<sup>ク</sup>大神のミこゝろいかにのとけかるらむ、永井觀次<sup>(アキタケンジ)</sup>

岩屋七荒神祭神社之事改祭礼、大名牟連命・須佐之男之命・少名毘古那命・武甕槌命・經津主命・大歲之命・五十猛之命、元治元歳甲子九月廿八日、取次上官中千葉介出雲臣澄明、花押

宗雄云、是は荒神の祭神を出雲國杵築の社中に問合せしとき書附しさしこされしそそ、然とも是は荒神の文字によりて推て充たるにや、または鬱などに

て神慮を伺はれしにや詳ならず、若は文字に就て定たるものならむ、其は此  
神等は出雲にかれこれ祀りもしとりはやす神なれはなり、因云、靈代は鈴の  
柄は朽て胴はかりなり、長二寸廻り六寸はかりなり

大村鎮坐

祭神、保食神○神体、木像

祭日、八月十八日

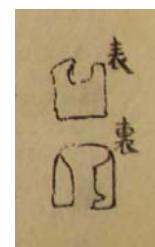
建物、本社

小社二所

高梨の荒神○中河原上の大年神

森神一所

森の（ノ）上の石神



川淵の地主神○鑪谷の大歳社○同所の金屋子社○三丹谷の金屋子社○市の恵比  
須社○同所の稻生社○勸音堂○天満宮○君か淵上○七御崎神○三本松  
の荒神○長廻上○若宮神○をべか（ヲベカ）の大杉神○花の谷○谷の金屋  
子神（社）○後原の荒（幸）神○銅か谷○谷的地主神○三丹谷の金屋子神（社）  
○花谷奥\*\*\*\*\*の山神○長廻の山神

森神十所

滝上の荒神○見崎原の日御崎神○市の山神○板の下の荒神○同所の大歳

神○段城原の荒神○花谷の山神○藤九郎の荒神○中田の水神○岡の大歳神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「三」の語はない。

\*\*「邑智郡神社書上帳 下」では「堂」の語はない。

\*\*\*「邑智郡神社書上帳 下」では「か」の語はない。

\*\*\*\*「邑智郡神社書上帳 下」では「上」の語はない。

\*\*\*\*\*「邑智郡神社書上帳 下」では「の」の語はない。

\*\*\*\*\*「邑智郡神社書上帳 下」では「奥」の語はない。

喜津美山鎮坐○正和三年甲寅八月上澣日、泉山之城主三善朝臣清政、常陸國より勧請

一 祭神、伊弉諾命・譽田別命・足仲彦命・氣息（長）足姫命○神体、木像三、鏡

宗雄云、明治三年の改に相殿香嶋社、正体鏡径三寸六分なり、是を伊弉諾命

とせしならむ、されと祭神違へり

祭日、三月十五日、八月十五日

建物、本社・神樂所・鳥居

棟札、謹為祈「邦家之安寧」、聊抽「誠信之微」、悰奉創「建于八幡三所社」、  
兼欲為「一門植福之地」焉、右伏願皇國永固等國土於乾坤之靜鎮五穀豐登庶民  
業於日月之盛明、更希一家繁榮而累葉長蒙、聰明之衛護、僕從無恙而進止永  
預正直之蔭庇災難不レ入外魔掃跡、仍所祈如レ件、正和三禪南呂上澣日、正  
六位上行平衛門少尉三善清政敬白○茲審丁酉之秋号食風抜レ木厥災及レ社神肯

大村神社

石原村

弗預察、所謂安其危而利其菑者乎、仍邑宰命<sup>レ</sup>工經始不日而成雪脊輪奐、乃正和之啓輸却應永之殿、寔神鑑孔昭也必矣、遂卜日而棟神來胥宇云、專願當社落成一新百廢、方鳩僕功隆棟架起一榦兩當來燕蓋樂鹿作、皇家柱石特為法社金湯、次冀國恭民安永辟蝗雹之害道淳兵息遠戒狼烟之虞各稟三善之余慶共及一家之遠裔、應永廿六曆己亥八月又八日、正六位上行左衛門少尉行連敬白、文に曩祖<sup>ニ</sup>世之棟札、依<sup>レ</sup>書<sup>二</sup>于表裡<sup>一</sup>而一面者顯号一面者隱焉宛侶日月為昼夜相似者乎、仍聊削新板以別謄書之矣、跡たれし世ハ瑞籬の霜をへていたトきまつる神そしるらん、永正重光協治沾洗日、兵部少輔三善秀連○索訶世界大扶桑國山陰道石州城邑邑智郡佐和郷木積村八幡宮御宝殿建立棟札、夫惟彼社檀者五始祖實連、當國下向砌、正和三年奉創勸請、爾來経後々百歳、永正重光協治、吾乃祖秀連再興此社檀從曾式化權雖及廢闕、今時哉、粵誓願偏俾慕微志、諸緣厥功不歷居諸而速成就者也、先願帝基机草固黎民安全祝延春等同万歳呼徹上功德厚通下利益深天長又地久人法王令均次冀三善惠連、武門轄序府耆賢應神遠裔有家以義鄉粉荒葛奉君以忠提利劍、則東征官軍所屯擢誠信、則履況清裕故新憑聖壽識荊而佩佳号蒙正報烜赫邁傑倫專祈丁未彫貌強建勢威殊尖頗於師謨有佐策之功祝千歲於九重旧高名於四坤屬漢家之榮勝靈椿之齡宜哉、寔天正九年龍集、兵部太輔三善朝臣惠連九拜、裏に本願宝坊了尊、奉行大庭右衛門尉、者申景安、右三人建立也○奉建立八幡宮、宝曆四甲戌八月十四日、住連主高橋玄蕃正直則・老子高橋大隅守直次、文略に宝曆三癸酉正月三日夜、社檀及焼失云○修覆文政八年八月十七日、高橋靄之丞○葺替、天保四癸巳年十月廿五日、高橋織部正茂○拜殿再興、嘉永三庚戌年十一月朔日、大宮司高橋玄蕃藤原正茂○奉再建佐和八幡宮御本殿一字、文久三壬子年四月廿七日、大宮司高橋日向正藤原政則、巫高橋宇多野、<sup>(信喜)</sup>式村庄屋文三郎、石原村庄屋多久見次郎、熊見村庄屋茂兵衛、川戸村庄屋茂兵衛  
宝器、太刀一、助光作一尺五寸、文に奉納太刀一振、正六位上行平衛門少尉<sup>三</sup>

弗預察、所謂安其危而利其菑者乎、仍邑宰命<sup>レ</sup>工經始不日而成雪脊輪奐、乃正和之啓輸却應永之殿、寔神鑑孔昭也必矣、遂卜日而棟神來胥宇云、專願當社落成一新百廢、方鳩僕功隆棟架起一榦兩當來燕蓋樂鹿作、皇家柱石特為法社金湯、次冀國恭民安永辟蝗雹之害道淳兵息遠戒狼烟之虞各稟三善之余慶共及一家之遠裔、應永廿六曆己亥八月又八日、正六位上行左衛門少尉行連敬白、文に曩祖<sup>ニ</sup>世之棟札、依<sup>レ</sup>書<sup>二</sup>于表裡<sup>一</sup>而一面者顯号一面者隱焉宛侶日月為昼夜相似者乎、仍聊削新板以別謄書之矣、跡たれし世ハ瑞籬の霜をへていたトきまつる神そしるらん、永正重光協治沾洗日、兵部少輔三善秀連○索訶世界大扶桑國山陰道石州城邑邑智郡佐和郷木積村八幡宮御宝殿建立棟札、夫惟彼社檀者五始祖實連、當國下向砌、正和三年奉創勸請、爾來経後々百歳、永正重光協治、吾乃祖秀連再興此社檀從曾式化權雖及廢闕、今時哉、粵誓願偏俾慕微志、諸緣厥功不歷居諸而速成就者也、先願帝基机草固黎民安全祝延春等同万歳呼徹上功德厚通下利益深天長又地久人法王令均次冀三善惠連、武門轄序府耆賢應神遠裔有家以義鄉粉荒葛奉君以忠提利劍、則東征官軍所屯擢誠信、則履况清裕故新憑聖壽識荊而佩佳号蒙正報烜赫邁傑倫專祈丁未彫貌強建勢威殊尖頗於師謨有佐策之功祝千歲於九重旧高名於四坤屬漢家之榮勝靈椿之齡宜哉、寔天正九年龍集、兵部太輔三善朝臣惠連九拜、裏に本願宝坊了尊、奉行大庭右衛門尉、者申景安、右三人建立也○奉建立八幡宮、宝曆四甲戌八月十四日、住連主高橋玄蕃正直則・老子高橋大隅守直次、文略に宝曆三癸酉正月三日夜、社檀及焼失云○修覆文政八年八月十七日、高橋靄之丞○葺替、天保四癸巳年十月廿五日、高橋織部正茂○拜殿再興、嘉永三庚戌年十一月朔日、大宮司高橋玄蕃藤原正茂○奉再建佐和八幡宮御本殿一字、文久三壬子年四月廿七日、大宮司高橋日向正藤原政則、巫高橋宇多野、<sup>(信喜)</sup>式村庄屋文三郎、石原村庄屋多久見次郎、熊見村庄屋茂兵衛、川戸村庄屋茂兵衛  
宝器、太刀一、助光作一尺五寸、文に奉納太刀一振、正六位上行平衛門少尉<sup>三</sup>

善清政敬白、肯正和年中、佐和侯寄附、重宝之太刀也、宜不得奪五穀豐熟<sup>(熟)</sup>國家  
靜謐祈所、加藤旭臣謹書

社領、無し、社伝に社領高五石油面四斗、佐和殿より寄附、其後御檢地のとき  
石田となるといふ

末社、栗嶋社

同、稻荷社

社人、高橋一二三、家筋世代詳ならず、寛文中高橋越後より一二三まで十一代  
相続

若一王子社

王子か<sup>\*</sup>布呂鎮坐

祭神、伊弉冊命・事解之男命・速(早)玉之男命「正体、幣」

祭日、十月十日

建物、本社・鳥居

小社九所

上木積の大歳社(神)○前原上山の地主神○下坊地小丸の惠美須神○同所上の  
地主神○小貝の金屋子神○安出の大歳神○大歳原の大歳神○林小丸の荒神○清  
下名の荒神

森神二十所

木積の若宮神○同所の荒神○同所の本宮○同所の水神○同所の荒神○同所の荒  
神○同所の荒神○同所の荒神○同所の荒神○上火谷の大歳神○日御崎(サキ)  
の日御崎神<sup>\*\*</sup>○「同所」大歳(年)神○中湯谷の荒神○同所の荒神○同所上<sup>\*\*</sup>  
の龍神○加良風呂の非志利神○山根上の嚴嶋神○福田神の荒神○上林の荒神

○猿丸の大歳神

宗雄<sup>ニ</sup>云、非志利神は本に非志利大明神とあり

\* 「邑智郡神社書上帳 下」では「か」の語はない。

「邑智郡神社書上帳 下 では「神」の語はない。」

\*\*\*  
「邑智郡神社書上帳 下」では「上」の語はない。

祭日、十月十二日

建物、本社・拝殿

嚴嶠  
〔神〕社

片山村

森神一所

杉(枚)本の荒神

延寶  
本格  
馬

郷路内\*の大歳神○中嶋の嚴嶋神○奥之\*\*岩の山王神○酒屋の大歳神

劍神社

的場山鎮坐

祭神、  
素盞

祭日、十月二十日

建物、本社

小社三所

鉄穴の大歳社○平の劍神○西の大歳（年）社（神）

森神所

中間の大歳神○垣平（手）の大歳神

祭神、應神天皇・神功皇后・姫大神○神体、

祭日、八月十五日

建物、本社・神楽所・拝所・鳥居二

棟札、奉造建石州邑智郡佐和郷八幡宮御宝殿一宇、于時天文十七年戊申三月廿

山根鎮坐

祭神、極星神○神体、鏡

妙見社

川戸村

渡邊雅樂助通、奉行平朝臣日野与三左衛門尉通秋、神主源朝臣牛尾勘解由左衛

門尉清繁、本願龍巖寺東春藏主也

宗雄云、建造とあるを思ふに、此時勧請せしにや

奉修理石州邑智郡上佐波濱原村八幡大菩薩、于時寛永十一年甲戌三月十九日、

相氏子源朝臣牛尾權太夫○薩詞世界南勝地出處金天氏國石州之地邑智郡上佐波濱原村當社八幡大菩薩御宝殿云云、藤原朝臣波多野權兵衛專勝並諸旦那云云、

于時明暦三歳丁酉八月十二日、藤原朝臣小瀧加兵衛吉永、藤原朝臣松長弥三左衛門助成、神主牛尾出羽守藤原金次、沙門慧頓書之○奉新建立、寛文十二癸丑

十月、施主藤原朝臣波多野源兵衛重勝・同息波多野權兵衛專勝、神主牛尾權太夫金公、願主福田仁兵衛正盛・二上二郎右衛門吉正・山本五兵衛正次○再興、

貞享四丁卯年、神主牛尾出羽守金之、年寄二神次郎右衛門吉正、庄屋杉野平兵衛信勝○階十五間寄進、元禄十四辛巳年八月吉日、九人名略○再建、宝永七庚寅初冬十三日甲戌日、神主牛尾長門守藤原金政○修理、享保十六癸亥年中夏十八日○鳥居、願主小原町林孫六、寛保元年辛酉八月十四日○修理、延享五戊辰年四月十六日○建立、宝暦十庚辰年八月十七日戊子日手斧始、翌年辛巳十月成就、神主牛尾大和守藤原金宣○上葺、寛政三辛亥年十月十三日○修覆、文政三庚辰年八月十三日○上葺、天保六乙未年八月十三日

宝器、兜一、鎧二、弓矢、佐波善四郎寄附○神号額、烏丸殿筆、文化八辛未年波多野數五郎寄附

社領、高三石、此現米一石三斗三升九合三勺、永錢三百文

末社、稻荷社（神）

同、粟嶋社（神）  
同、天満宮  
同、荒神

社人、牛尾資直、家筋詳ならず、天文中牛尾勘解由左衛門清重より資直まで十

一代相続、就中出羽守金次・出羽守金久、從五位下に昇

宗雄云、天文・寛永の棟札に源朝臣とあり、明暦に到り藤原と改しは如何な

る故にか

小社五所

岩倉山の金刀比羅社、祭日六月十日○町の惠美（比）須神○同所の胸形神○

小林の大歳社（神）○東向田の大歳社（神）

森神二所

境内の大元神○地主原の地主神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「比」の語はない。

若一王子社  
久保村

宮山鎮坐

祭神、伊弉冊命・速玉男命・事解男命・相殿東照宮○神体、鏡一

宗雄云、熊野神と若一王子と同神なること此所の祭神にて知へし

祭日、十月三日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉葺替御宮殿、文龜三癸亥年三月、神主勝部甚太夫、庄屋村田善兵衛、頭百姓板野藤十、百姓代安江彦兵衛○葺替、天文五丙申年八月、神主勝部權之進、庄屋村田善吉○葺替、元龜元庚午年十一月、神主勝部長太夫、庄屋安江幸吉○再建、正保四甲申年九月、神主勝部大和、庄屋村田五右衛門○葺替、寛文十二辛丑年九月、神主勝部豊前正次○修造、元禄十二己卯年十二月晦日、神主勝部豊前重長、庄屋村田宇平○修理、享保十四己酉年九月十日、祠官勝部豊前守正往○葺替、延享元甲子年十二月五日○上葺、明和九壬辰年十一月廿五



湯抱村

大歳社

沓原鎮坐

祭神、大歳(年)神○神体、石

祭日、秋臨時祭之

建物、本社

森神三所

畠志<sup>\*</sup>の大歳神○同所(畠志)の保食神○湯屋谷の大山積神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「志」の語はない。

「邑智郡神社書上帳 下」

では「志」の語はない。

「邑智郡神社書上帳 下」

では「志」の語はない。

森神四所

志君村

森脇平の大歳神○神田原奥の大歳神○畠屋奥の大歳神○勝負か<sup>\*</sup>谷の幸神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「か」の語はない。

「邑智郡神社書上帳 下」

では「か」の語はない。

高畑村

小社五所

寺「ノ」奥の天満宮○流畠の稻荷社(神)○原畠の權現社○檜谷の若宮社○才か<sup>\*</sup>原の大歳(元)社

森神六所

檜<sup>\*</sup>谷の御崎神○川原田(畠)の金屋子神○柄谷の地主神○森原の金屋子神○戈(才)か<sup>\*</sup>原の大年(歳)神○割谷の山神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「か」の語はない。

\*\*「邑智郡神社書上帳 下」では「」の語はない。

奥山村

八幡宮

弓立山鎮坐○長承元壬子年九月廿四日、宇塙中務少輔勧請と云伝ふ

祭神、應神天皇・仲哀天皇・神功皇后○神体、木像三、外右坐一体

祭日、九月十五日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉造立八幡宮、大檀那三善元秀・門豊後守実永、于時宝徳三辛未如月吉日、当所庄屋木村林兵衛、高畑庄屋上田紋吉、志君庄屋■吉右衛門○美丹元秀<sup>いぬ</sup>秀貞子孫■こととく云、元秀子々孫々つたへて弓矢めうか弓矢かほ■あらせてたまはり、家よくつくりせんすいよくこさせ云、元秀子孫ふくゆう御なし遊しはんしようせさせてたまはり、さいはいく、文明八年<sup>ひのへ</sup>とし八月十五日、はじめて御こししたて十月十八日まつる也、裏に仏頂尊勝陀羅尼云云○奉建立正八幡宮、大檀那三善朝臣秀兼辛亥歳、志所之処叶神慮者哉、天正三年乙十<sup>二</sup>廿一日、社務牛尾中務少輔、役人大草新右衛門尉・北川藤五郎、文に御鎮坐仁王七十五代崇徳院御宇、長承元年壬子九月廿四日、凡五百七十七年、宝永八年マテ、御遷宮大導師祠官宇塙中務少輔藤原重正、石州邑知郡奥山村祠官中務正第二豊後守、第三山城守、第四治部太夫、第五藏太夫、第六■、第七■、第八■、宗雄云、此文は宝永八年に書たること論をまたず、然に長承元年の鎮坐とす  
る証を知らす、按に宝徳二年の勧請ならむか

奉造立八幡宮一宇、承応三甲午年九月廿四日、石州邑智郡奥山村住神主藤原朝臣牛尾藏太夫、当所三嶋四郎左衛門、志君水谷源七郎、木村与右衛門、庄屋七郎右衛門、石田七郎兵衛、牛尾利右衛門、庄屋七兵衛、清水喜右衛門、導師祖式圓福寺有清敬白○上葺、元禄八乙亥年六月十九日、祠宦宇塙<sup>(主水)</sup>水主藤原重永、文に宝徳三辛未自宝永八年マテ二百五十九年ニ成○葺替、享保二丁酉年七月七日、祠官宇塙主水少重永○同、寛保三癸亥年八月廿七日○造替再建、天明元辛丑年九月十日、七五三主牛尾越後重吉○鳥居、寛政四壬子年三月○葺替、文化十癸酉年八月十八日○鳥居、天保十己亥年十月吉日

社人、宇塙重孝、家筋長承中宇塙中務少輔より重孝まで二十八代相続  
小社一所

### 条山の金屋子社

森神十三所

弓立山の稻荷神○同所の地主神○大年谷の大歳神○矢「ノ」迫の地主神○御崎迫の御崎神○右か迫（古谷）の荒神○丸か<sup>\*</sup>塙の金屋子神○白波下<sup>\*\*</sup>の大年神

○同上（所）の金屋子神○奥丸か<sup>\*</sup>塙の金屋子神○条の地主神

○鑪迫の金屋子神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「か」の語はない。

\*\*「邑智郡神社書上帳 下」では「下」の語はない。

神宮寺山根氏の所持の書に、本座大明神廟領普朝郷<sup>■</sup>五千代為神納者天氣如

此、白鳳<sup>(四)</sup>四歳乙亥九月、雅進大武大臣、花押、印に中原瀛真人とあり

宗雄云、堅一尺一寸五分、横三尺余の紙なり、白鳳<sup>(五)</sup>の紙の存へくも非す、其頃大明神と云ふ称もいかゝなれハ、後人の偽造なること知ヘシ、但し物部神社を頭註に白鳳<sup>(四)</sup>三年の勧請とす、是等に拠て記るにや

また〔梵字五字〕普朝郷<sup>(四)</sup>為廟建天武天皇御宇、白鳳<sup>(五)</sup>乙亥四歴、天金社為<sup>レ</sup>崇<sup>二</sup>

本座大明神御尊天狹霧尊<sup>一</sup>、在<sup>二</sup>朝里農民<sup>二</sup>尾次郎<sup>一</sup>、光輝瑠璃堀大和國岡本花

闕帝奉<sup>レ</sup>備<sup>二</sup>叢<sup>一</sup>、和朝金岩為堪欣然給勅蒙朝郷<sup>二</sup>尾麓優々拝敬廟大武<sup>大</sup>勅授

御神殿御勅揮奉供威儀堂々<sup>二</sup>尾麓向天金社本座大明神、即此郷廟領慮思勅号宣神吏次郎守護請授宣前支對馬國奉<sup>二</sup>白銀<sup>一</sup>、奉授廟請御勅号白銀大明神御尊天

下加茂社藏本國造本紀兩書曰、其文曰、石見國造、瑞籬朝御世、紀伊國同、蔭佐奈朝命兒邑智郡天津神命子孫大屋古命、定<sup>一</sup>賜石見國造<sup>二</sup>云云、信友云、邑智郡天津神社是也

宗雄云、紀伊國の下に造字、同の下に祖字を脱せり、さて紀伊國造は國造本紀に権原朝御世、神產靈命五世孫天道根命、定<sup>一</sup>賜國造<sup>二</sup>とあれハ當社の祭祀ハ神產靈命に坐すならむ、尚此村を吾郷と云は安濃郷の義なるか、三代實錄に伊勢国安濃郡人爪工仲業賜<sup>一</sup>安濃宿<sup>二</sup>稱<sup>一</sup>、神魂命之後也とあるをも思ふへし、紀伊國造、石見國造、安濃宿<sup>二</sup>稱<sup>一</sup>みな同脈なり、當國に安濃郡あるも此故なり、紀直も姓氏錄に紀直神魂命子御食持命之後也とあり、考へし、或人は本高皇產靈神神皇產靈神といへり天神の文字に就て押<sup>レ</sup>て當たるなるへし

頭註抄に、天津神社二座正二位國常立尊國狹槌尊、承和九壬戌四月廿一日鎮坐即位祈年四月廿一日、月次廿八日、社記云、天神七代之大祖尊神以<sup>レ</sup>此稱<sup>二</sup>天津社<sup>一</sup>、又大元大明神

宗雄云、位<sup>レ</sup>之<sup>二</sup>接<sup>レ</sup>子<sup>一</sup>を脱せり<sup>一</sup>、<sup>二</sup>みな押<sup>レ</sup>當<sup>一</sup>にて信<sup>レ</sup>を指<sup>レ</sup>に足<sup>レ</sup>らす

私考に、社説云、祭神天狹霧命國狹霧命

神宮寺山根氏の所持の書に、本座大明神廟領普朝郷<sup>■</sup>五千代為神納者天氣如此、白鳳<sup>(四)</sup>四歳乙亥九月、雅進大武大臣、花押、印に中原瀛真人とあり

宗雄云、堅一尺一寸五分、横三尺余の紙なり、白鳳<sup>(五)</sup>の紙の存へくも非す、其頃大明神と云ふ称もいかゝなれハ、後人の偽造なること知ヘシ、但し物部神社を頭註に白鳳<sup>(四)</sup>三年の勧請とす、是等に拠て記るにや

また〔梵字五字〕普朝郷<sup>(四)</sup>為廟建天武天皇御宇、白鳳<sup>(五)</sup>乙亥四歴、天金社為<sup>レ</sup>崇<sup>二</sup>

本座大明神御尊天狹霧尊<sup>一</sup>、在<sup>二</sup>朝里農民<sup>二</sup>尾次郎<sup>一</sup>、光輝瑠璃堀大和國岡本花

闕帝奉<sup>レ</sup>備<sup>二</sup>叢<sup>一</sup>、和朝金岩為堪欣然給勅蒙朝郷<sup>二</sup>尾麓優々拝敬廟大武<sup>大</sup>勅授

御神殿御勅揮奉供威儀堂々<sup>二</sup>尾麓向天金社本座大明神、即此郷廟領慮思勅号宣神吏次郎守護請授宣前支對馬國奉<sup>二</sup>白銀<sup>一</sup>、奉授廟請御勅号白銀大明神御尊天

吾郷村

二尾山鎮坐<sup>レ</sup>式内

天津神社

祭神、高御產巢日神○神体、劍<sup>二</sup>、前立木像女形○旧号、本座大明神、白鳳四乙亥年九月、農民<sup>二</sup>尾次郎勧請○伴信友の新選姓氏錄考注引大和東大寺古写本、

神吏次郎守護請授宣前支對馬國奉<sup>二</sup>白銀<sup>一</sup>、奉授廟請御勅号白銀大明神御尊天

合魂尊在朱鳥元丙戌後白四月、以為謹敬白、縣太郎、花押

宗雄云、郷は卿か、宗本の下に座字を脱せり、是も豎一尺五寸、横三尺二寸  
余の紙に記せり、文盲の偽作と見ゆ、上の書と同時に作れるならむ、また天  
金社と記けるを思ふに、永禄九年の棟札に金天氏国とあれハ此頃に偽造せし  
にや

社家に、大日本國山陰道石州邑智郡佐波鄉吾鄉邑天津神社正一位本座大明神縁  
起、神之為靈也、照照乎粲然于耳目之間矣、日月所照、霜露所降生民無  
日トシテ不レ浴其沢、而シテ不知神之力及其至妙雖聖人(一)也、亦不可得而  
測知者也云云、維時寛延三庚午暮、銀阜大森陳石城山住兼帶吾鄉覩史陀山  
僧月海、印書石城の方丈南廄下

宗雄云、是は本書を見す云云と約たる処、なほ有用の事あらむ、他日加へき  
なり

また石見国邑智郡天津神社縁起、石州邑智郡下佐和莊吾鄉村天津神社者、古來  
所伝高產靈尊之垂跡鎮坐尾山下、奉尊稱正一位本座大明神也、夫神尊  
人倫生成之大本万物化育之元靈也、凡有生者無不因此神德、故於諸国往々  
勝地勸請之也、殊当社者被載延臺式文、奉授勅宣極位、尊崇異于  
他、中古國家或離乱社頭已荒廢、永正年中、三善元親令再興、其後大永之  
度加修覆云云、今也万國治平、上施有道之德、下蒙無為之化、併是神  
尊之所擁護諸民之所信奉也、属日神主金義来需當社之本縁、因不得  
レ已而述大略授焉云云、正徳三年九月吉曜日、神道管領ト部朝臣良義  
先蹤加印章畢、慶応元年六月十四日、神道管領上部朝臣良義

前立の記に、正一位本座大明神御神像、石州邑智郡下佐和莊吾鄉村住山根八左  
衛門藤原種勝、享保六年六月吉祥日、謹造之

宗雄云、是は板に彫付てあり、神像は天冠を頂きたる女形の立像なり、是を  
前立と云へと、此板の文にては当社の神像にて、此年に新に造たるものなる

へし

神位、正一位、永正年中、三善朝臣元親の興行して仏子全賀・三善清繁・同元  
定兄弟三人の願によりて授らる

宗雄云、頭註に正二位、承和壬戌四月廿一日、鎮坐即授位とあるは信かた  
し

#### 式内

祭日、九月十九日

建物、本社・幣殿・拝所・神庫・鳥居

棟札、奉再造立天津神社本座大明神、大願主三善清連・連、專祈大檀那連  
公、武運長久子孫剛堅領中田夫耕雲種月專稼穡村里賤女紡月績風機織鮮、于時  
文永丙寅八月、大工水谷■左衛門周■、小■■■人

宗雄云、此清連は佐和家系に二代の清連あれと石見の人に非す、それより八  
代三河守清連とあると同人か、然<sup>ラ</sup>は出雲守幸連の子にて、幸連は応永三十  
一甲辰年卒なれハ清連も其頃の人なり、かれ文永は文安三丙寅ならむか、但  
し天津神社本座大明神の書様この頃の風とも思はれす

大日本國石見州佐和郷吾郷靈社上棟、宝徳三年辛未秋八月廿日九ツ時<sup>(キ)</sup>  
大風檀破神尊大枳靈社、願主信清<sup>(スカ)</sup>於茲三善朝臣元連<sup>(アリ)</sup>久連<sup>(クル)</sup>大  
工藤原家次、奉造<sup>(スカ)</sup>當社三宮

宗雄云、靈社は本社を指たるならむ、三善家の靈社と思ふこと勿れ

石州邑智郡佐和郷吾郷村靈社、凡乃<sup>(及カ)</sup>三ヶ年修造之功■以文龜三曆癸亥九月  
十八日良辰、上棟同夜半丑刻、請圓城寺一山而至遷座、供養導師別慶詮  
然而■無双靈社也、茲惣領者三善朝臣秀連・誠連等、願主三善朝臣元親・同清  
繁、其外子々孫々參詣氏子道俗男女哀愍合致懇志之輩、勝軍優利壽運長久世安  
穩得生善處而已云尔、文龜三天癸亥<sup>(ヘイ)</sup>記之、大工石原太郎左衛門尉家長  
「」和伎三人而已○奉再興正一位本座大明神社、新造妙見宮拝殿上葺、

新造西四所宮東四所宮上葺、大檀那三善隆連、社務三善連繁、願主元定、天文八年己亥九月十八日○婆娑世界南勝地日出處、金天氏國石州路邑智郡佐和郷吾鄉村、當國三宮正一位本座大明神御寶前門客人殿宇之事、三善氏越之後州大守奧連公、建立先假葺而久、永祿第八乙丑之秋、同姓秀次加上葺云云、先願<sub>乙酉</sub>甲寅<sub>己亥</sub>武運長久云云、次冀奧連・隆秀・秀次、威猛勇建<sub>往</sub>云云、永祿九年丙寅三月吉日、咲岩老衲書

宗雄云、當社を當國三宮と云こと、此処と宝徳三年の棟札と慶長二年の坪付とに見ゆ、當時は那賀郡天石門彦神社を三宮と云ふ

奉再興正一位本座大明神社、信心大檀那三善惠連、殊者乙酉歳、文中に于奥蒙<sub>鶴</sub>御助力、社務三好秀次<sub>善</sub>・威力再興<sub>志</sub>所之叶神憲者哉云々、天正元十二月

○奉新建立正一位本座大明神御宝殿一字、寛永十四乙丑<sub>丁</sub>九月五日、大宮司牛尾内藏太夫、遷宮御人數次第、藥種寺宥盛導師真光陀宥遍天神坊宥撰青渚房教恩房○上葺、寛文十三癸丑年九月十八日、祠官宇塙長門守公政○奉再興玉殿、元祿二己巳年九月、神主安田氏正就、施主山根八左衛門○奉再興新造御宝殿、同年月○拝殿一字、元祿十二己卯年九月、祠官安田民部丞正就○明星神奉建立正一位本座大明神鳥井一字、元祿十四辛巳年七月、施主八左衛門種政、神主安田民部丞

宗雄云、明星神とは天文八年の棟札に妙見宮とあると同事にて共に當社を指<sub>末社に見えず小社に中船の妙見社あり、考へし  
水あるものなり、別社と思ふと勿れ</sub>

上葺、宝永七庚寅年九月十九日、祠官牛尾掃部金義、施主山根傳右衛門種喜、庄屋同苗新兵衛・同苗利右衛門、柳瀬村屋原九右衛門、乙原庄村尾伊兵衛○上葺、延享三丙寅年三月廿七日、神主牛尾掃部藤原金義○修覆、宝曆七丁丑年九月十八日、住連主名代牛尾大和守金宣○修覆上葺、明和四丁亥年九月十七日、当村神主牛尾左仲○再建拝殿、享和三癸亥年九月廿八日、大宮司牛尾安藝頭智英・牛尾城之助金綱・牛尾娘男劍司○修覆造宮御社、文化二乙丑年九月廿一日、

大宮司牛尾安藝智英・同婿男生牛尾劍司○本殿上葺、文政十三庚寅年七月廿九日、大宮司牛尾佐渡守金貞・牛尾安藝智英・同婿男政之丞

宝器、額一面、正一位本座大明神、裏に奉<sub>レ</sub>掛御神前額之事、抑此御宮者去永正始之比、當郷地頭三善朝臣元親、依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>興行<sub>一</sub>仏子全賀為<sub>二</sub>願主<sub>一</sub>而欲<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>厥功<sub>一</sub>、然間三善清繁・同元定、願主兄弟三人擎<sub>二</sub>紙之書狀<sub>一</sub>而當社由來京都吉田殿之神主殿迄申上処、則調<sub>二</sub>勅儀等<sub>一</sub>御宮當郷到着畢、其御勅宣之証文<sub>井</sub>神主殿返状、奉<sub>レ</sub>納<sub>二</sub>御神殿<sub>一</sub>者也、其後今年大永五白乙酉後文吉日、此額奉<sub>二</sub>建立<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>懸<sub>二</sub>御神前<sub>一</sub>処也、抑願當所神祇諸大明神、願主・施主等哀愍懇惓念心中之願望、令成就円満給矣、謹啟此額之家施主三善長則、願主権律師全賀、勸史沙門玄清、大永五天乙酉六月吉日、民部卿慶岳、刻<sub>二</sub>影<sub>一</sub>之

宗雄云、兄弟三人とは、全賀・清繁・元定<sub>なるへし</sub>・長則<sub>が</sub>・または願主とあれは十人は長則ならて<sub>ら</sub>、子全賀か或<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>元親とも云ふ、考へ<sub>レ</sub>、御宮當郷到着とは勸遷の箱を指たるか、然かされば御宮といふこと合点ゆかす

社領、高六石一斗八升、此現米八石三斗○石州邑智郡下佐和内吾郷村御神領打渡、合、廻田田小式拾步米式斗肝煎清左衛門、おきたい田壱段小米壱石同人、四月神田壱段大米壱石式斗五升祝師修理太夫、中九日田田式段六拾步米壱石六斗三升同人、九日神田壱反大米壱石三斗八升同人、八王子田大米五斗五升はき原与次郎、以上田数七段式拾步、米六石壱升、文祿四年十一月十三日、作久間新五左衛門・岡部吉兵衛・平川清兵衛、祝師修理太夫殿、裏に右之本文為可入御披見ふしミ持參申候、以上、五月四日、竹丹後<sub>一</sub>石州邑知郡佐波郷三宮神田打渡坪付事、合、おき田田壱反式敵米九斗六升修理、うへきだ田壱反三敵廿歩米壱石三斗六升同人、九月九日神田壱反六敵米壱石七斗壱升同人、田壱反五敵米壱石五斗同人、同日田五敵米四斗五升同人、さこだ田式敵廿歩米式斗同人、屋敷四敵、以上、田数上六反四敵十步、米六石壱斗八升、右給出共三可付置候<sub>者</sub>依佐石御下知如此也、慶長<sub>二</sub>年十月十一日、三上淡路守、印・花押、

## 神主修理殿

末社、白山社西宮社八王子神皮付神大將軍土公神

宗雄云、皮付神、本に皮付大明神とあり

同、住吉社八幡宮信田社皮張神熊野神金峯神

宗雄云、八幡宮は本に八幡武大神、皮張神は皮張明神とあり、天文の棟札に西四所宮東四所宮とあるは、次の龍田稻荷神を合て十四所を八字となしたるならむ

同、龍田神稻荷神

同、東照宮、明和元甲申年三月勧請

社人、天津金則、家筋保延元乙卯年、天津内藏大夫、当社神職なり、金則まで四十二代相続、就中金則、慶応元乙丑年六月十五日、出雲守從五位下に叙

宗雄云、棟札に天文八年社務三善隆連、天正元年社務三善秀次あれと、是は其頃三善家に事を掌しにて社人は別にありけむ、其は坪付に文禄四年祝部修

理太夫、慶長一年神主修理あれハなり、苗字を記サされと寛永十四年に大宮司牛尾内藏太夫とあるは此子孫ならむ、さて保延の頃天津内藏太夫とあるは

其時代の名称に非されハ此牛尾内藏太夫を拠として時代を上せたるならむ、

尚考へし○さて亦神宮寺と云家ありて、山根氏なるあり、此家に当社の書類を所持す、是は林生山神宮寺と云かありしか銀山に引越たる由なり、其跡なるへし、社坊の数多ありしこと棟札に見ゆ、寺屋敷など云もあり

嚴嶋神社

川中嶋鎮坐

祭神、市杵嶋比賣命○神体、石

祭日、七月十七日

建物、本社・鳥居

小社十六所

御崎廻の御崎神○若宮の若宮神○中船（舟）の妙見社○上原の荒神社○伊勢廻の伊勢宮○森上の幸神○山根の地主神○同所の嚴嶋社○宮風呂の地主神○才原の幸神○栗原の荒神○湊の稻荷社○定徳寺の春日社○岩松寺の山王社○弥勒寺の稻荷社○松笠山の金刀比羅社

森神十三所

馬殿風呂の馬殿神○平畠（竈）の地主神○地主廻の地主神○宮風呂の地主神○

宮原の地主神○上原与平屋敷\*の地主神○神元の水神○同所の大年神○天津井戸の水神○栗原の御崎神○同所の地主神○漆迫田の水神○同安田の水神

宗雄云、天津井戸とハ天津氏の家の井戸にて別義あるに非す、後人の記るものにハおりく此類あり

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「与平屋敷」の語はない。

野井村  
大歳〔神〕社

上段鎮坐

祭神、大年神○神体、木像

祭日、十月朔日

建物、本社・拝所・鳥居

小社一所

宮の嚴嶋社

森神一所

上一段の水神

瀧原村

大歳神<sup>\*</sup>社

宮風呂鎮坐

祭神、大歳（年）神○神体、木像

祭日、九月九日

建物、本社・拝所

八重山神社

顯親寺鎮坐○文久二壬戌年十月、出雲國飯石郡八重山神社より勧請

祭神、伊邪那美命・速玉男命・事解男命「正体、幣」

祭日、三月十六日

建物、本社・拝所

小社一所

若宮の若宮「社」

森神五所

御崎森の大元神○見東奥の若宮「神」○宮風呂の地主神○同所の幸神○原前の

荒神

\*「邑智郡神社書上帳 中」では「神」の語はない。

築瀬村

若一王子社

火打谷峯鎮坐

祭神、伊邪那岐神・事解男神○神体、石立像女形

祭日、八月廿九日

建物、本社・拝所・神樂所・鳥居

棟札、建立、明和三丙戌年十月十一日、吾鄉村住連主名代濱原村神主牛尾大和

金宣○葺替若一王子御殿一字、寛政九丁巳年十月、大宮司牛尾城之介金綱○同、

文政七甲申年八月廿九日○同、安政六己未年十月、牛尾佐渡藤原金定・牛尾河

内藤原金宣

森神二所

火打谷の御寄神○同所の大歳神

宗雄云、御寄神は瀧原村に御崎森の大元神とある如く大元神なり、また大元

神と大歳神と近く、並坐こと数多あり、由あるへし

乙原村

八幡宮

机立山鎮坐

祭神、品陀和氣命○神体、木像

祭日、十月十日

建物、本社・神樂所・拝所・鳥居

棟札、奉再興八幡宮宝殿一字、正徳元辛卯年十月、石州邑智郡下佐和庄乙原村

神主牛尾掃部金義、庄屋安田佐太平○上葺、享保十一丙午年八月○新建立拝殿、

享保十六辛亥年六月○上葺、寛延三庚午年十月十日○同、明和四丁亥年四月廿

五日○再建宝殿廊下拝殿、享和三癸亥年三月廿日、大宮司牛尾城之助金綱・牛

尾安藝頭智英、庄屋市山六三郎○葺替、神主牛尾城之助、年月無し○上葺、文

政八乙酉年十月九日○再建御祈禱所・拝礼所並神輿塗替、弘化三丙午年十月、

大宮司牛尾佐渡藤原金貞・牛尾河内藤原金則、庄屋市山茂三郎○修覆上葺、嘉永三庚戌年十月九日○再建鳥居、嘉永七甲寅三月十二日

社領、高二石六斗四升、此現永錢一貫百文

末社、古八幡宮○神体、鏡、木葉石○安政元甲寅年三月勧請○乙原村古八幡宮

由来書に、嘉永七といふ年の如月の頃、東の大城に大八洲国しろしめす大将軍君のおふせことありけり、こはあたし国人渡りきて皇御国の五穀万穀をこひ願ひつる、いとかたはらいたきことになむありける、そも今いまよりいよくえ渡えぬ、祈祷せよとおほせ事によりて此の里の廣旗の八幡の神奉仕神ぬし藤原金則、なを此神に深く尊ミ、常に大御前事に仕へ世話なむし侍りける、安田敬住主をともなひ御社にまうて殿戸をひらき内の掃除なんともし侍らむと御戸を開き侍りしに、甚た<sup>(古)</sup>ふりにし御玉殿あり、中に<sup>(古)</sup>ふりたる御鏡、木葉石あり、その様甚古ひたり、あやしく思ひ、父金貞にとひ侍れとしらすと申き、殊にいつの頃にかありけむ、神の御身かたしろは何ものゝしわさなりけん、しはしおはしまさゝりしを、安田清次主の新に奉造御社に奉納て今におはし座す神是也、ことに甚あやしきは嘉永六といふ年の卯月の頃、津和野の府内ハ君の御館を始として神の御社下さまの民の家なんとなかはすぐる迄ミな焼亡たり、その頃より誰彼といふ事なく津和野の府内八幡の神は邑智郡乙原八幡の宮に帰り坐しなどゝ里人語りあへりといへと、殊に神主金則有てしらすありける節、安田敬信のとみに伝え聞、吾にもつけたりといへと、世の愚人のたふれ事よと思ひしくしてありし折節、濱田・津和野の郷民ハます々にひ重てはやす事共を安田の主に切につけたる人ありけるとそ、いともあやしきことなれハ神の御心をもうかゝひ給ひねと切にこえるにより神の御前にうなねつきぬき、幣取持てこひねき申、此頃人の語りあへる事ともはたかふ事はあらめやと奉問れハ、たかはしと御答ましき也、御心はいかにやと奉問れば、古へに<sup>(達)</sup>たかはしと御答あり、甚もくすしきことなれば上の件の事共をあら礎浪のあら／＼とかきしるして御社に奉納あなかしこ、嘉永七寅といふ年弥生の中の四日、藤原金則、天かけり國かけりして常とは世を守ます神はこの神、直道、豊かなる御世守けむ此神の神の功業のかしこもあるかな、金則

大歳神社

「森脇鎮座」

祭神、大歳(年)神○神体、木像

祭日、十月十一日

建物、本社

社領、高二斗四升、此現永錢三百文

小社六所

権現の大岩神○小原の地主神○幸神の幸神○銅か丸の山神社○同所の山神社

○竹谷の山神社

森神二所

清水の清水水\*\*神○船津の地主神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「か」の語はない。

\*\*「邑智郡神社書上帳 下」では「水」の語はない。

明塚村

伊勢宮

伊勢谷鎮坐

祭神、天照大御神○神体、鏡

祭日、九月廿九日

建物、本社・鳥居

末社、荒神「社」

小社三所

権現谷の権現社○山根「谷」の明塚神○岡風呂の地主神

宗雄云、明塚神は文字に拠て考るに、古き塚の開たるかありて、其所に此神

を祀り、また此塚によりて村名も起れるにや、土人云々、塚は平地にて風呂神

あり、森の脇に明塚神と云ありと云り

宗雄云、此石見をイシミと唱ふ

森神一所

仲間分の若宮「神」

高山村

大歳社

火打峰鎮坐

祭神、大歳神○神体、鉄

祭日、十月十四日

建物、本社・鳥居

小社一所

烟か迫の地主神

森神一所

早稻田の地主神

森神一所

下津美（ツ間）の下間神

宗雄云、八重律に龜大明神あり、いかく

石見国神社記卷之六終（印）

墨付百七十三枚

明治十九年十二月

鴨島實写

八幡宮

野田鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后・姫大神○神体、鏡

祭日、十月十五日

建物、本社・神樂所・鳥居

小社二所

石見の大歳神○ろくろ（轆轤）谷の幸神